

青森県報

第三千十八号

平成二十年
十二月一日
(月曜日)

目次

告示

保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一
青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経理課) ……三

公告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……四

正誤

平成二十年五月十四日定例告示中……………(道路課) ……五

告 示

青森県告示第七百五十六号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十年年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川、笹内川	水源かん養保安林	一、四二二・七二
岩木川下流	"	五一〇・五一
岩木川上流	"	一、〇七七・四〇
平川	"	五三二・六九
浅瀬石川	"	六七八・四六
今別川、蟹田川	"	一、〇一八・四九
青森地区	"	八一四・〇三
下北東部	"	一、二六〇・六七
下北西部	"	九七四・八六
上北地区	"	一五六・八八
七戸川	"	五三七・八八
奥入瀬川	"	六〇八・五四
馬淵川下流	"	八三二・六〇
新井田川	"	一五五・九六
中村川、笹内川	土砂流出防備保安林	一七六・二三
岩木川下流	"	二九七・二一
岩木川上流	"	七・四〇

上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川	浅瀬石川	平川
〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・二二	二二・一六	六・二〇	六・一四	〇・一八	九七・〇六	八九・八三	一・一四	七九・五八	二二・四四	一四九・四六	一五九・二八	一八・五六	一〇六・三四	四〇・六八

十和田市	三沢市	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃
〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八一	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	三・〇八	一五・九六	一二五・四一	二・八四	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇

南部地区	津軽地区	三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	むつ市	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町
〃	保健保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	干害防備保安林	〃
八六・四八	一五五・六二	八・六四	九・三二	三・八四	一三・五一	三・二六	二・七四	二・八〇	〇・三八	一九・一〇	三・六〇	一〇二・九四	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二

青森県告示第七百五十七号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

あすなる農業協同組合	あすなる農業協同組合油川支店	あすなる農業協同組合大野支店	あすなる農業協同組合奥内支店	新あおもり農業協同組合	新あおもり農業協同組合南支店	新あおもり農業協同組合横内出張所	新あおもり農業協同組合中央支店	新あおもり農業協同組合荒川出張所	新あおもり農業協同組合平内支店	新あおもり農業協同組合後潟支店
青森市大字石江	青森市大字羽白	青森市大字大野	青森市大字奥内	青森市大字平新田	青森市大字筒井一丁目	青森市大字横内	青森市大字高田	青森市大字荒川	東津軽郡平内町大字小湊	青森市大字六枚橋

青森農業協同組合	青森農業協同組合あすなる支店	青森農業協同組合奥内支店	青森農業協同組合大野支店	青森農業協同組合東支店	青森農業協同組合南支店	青森農業協同組合横内出張所	青森農業協同組合中央支店	青森農業協同組合荒川出張所	青森農業協同組合後潟支店	青森農業協同組合浪岡支店
青森市大字羽白	青森市大字石江	青森市大字奥内	青森市大字大野	青森市大字平新田	青森市大字筒井一丁目	青森市大字横内	青森市大字高田	青森市大字荒川	青森市大字六枚橋	青森市浪岡大字浪岡

を

に改め、

青森農業協同組合北中野支店
 青森農業協同組合野沢支店
 青森農業協同組合平内支店
 青森農業協同組合今別支店
 青森農業協同組合蟹田支店
 青森農業協同組合平舘支店
 青森農業協同組合蓬田支店

青森市浪岡大字北中野
 青森市浪岡大字樽沢
 東津軽郡平内町大字小湊
 東津軽郡今別町大字今別
 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田
 東津軽郡外ヶ浜町字平舘根
 岸湯の沢
 東津軽郡蓬田村大字阿弥陀
 川

東つがる農業協同組合
 東つがる農業協同組合今別支店
 東つがる農業協同組合平舘支店
 東つがる農業協同組合蓬田支店

東津軽郡外ヶ浜町字蟹田
 東津軽郡今別町大字今別
 東津軽郡外ヶ浜町字平舘根
 岸湯の沢
 東津軽郡蓬田村大字阿弥陀
 川

浪岡農業協同組合
 浪岡農業協同組合北中野支所
 浪岡農業協同組合野沢支所

青森市浪岡大字浪岡
 青森市浪岡大字北中野
 青森市浪岡大字樽沢

を削る。
 及び

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガーラタウン・アオモリウエストモールA・B棟
 青森市三好二丁目三の一九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
共同不動産管理株式会社 青森市中央二丁目九の八 代表取締役 中島龍成	共同不動産管理株式会社 青森市中央二丁目九の八 代表取締役 吉田亮	平成二〇・六一〇

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マエダ
 むつ市小川町二丁目四の八
 代表取締役社長 前田恵三外

四 届出年月日
 平成二十年十一月十四日

五 届出書の縦覧

1 場所 青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十年十二月一日から平成二十一年四月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十一年四月一日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

		平成20・五十四 第二九三二号	発行年月日 発行番号									
		告示	区分									
第四二五号		第四二四号	番 号									
三		三	ページ									
上		全	段									
表中		表中	行									
中津軽郡西目屋村大字砂子瀨字宮元四〇の二から 中津軽郡西目屋村大字砂子瀨字宮元二五まで	<table border="1"> <tr> <td>後</td> <td>前</td> </tr> <tr> <td>七・〇〇メートルから 一二・〇〇メートルまで</td> <td>七・〇〇メートルから 一二・〇〇メートルまで</td> </tr> <tr> <td>三三三・四〇メートル</td> <td>三二七・七〇メートル</td> </tr> </table>	後	前	七・〇〇メートルから 一二・〇〇メートルまで	七・〇〇メートルから 一二・〇〇メートルまで	三三三・四〇メートル	三二七・七〇メートル	中津軽郡西目屋村大字砂子瀨字宮元四〇の二から 中津軽郡西目屋村大字砂子瀨字宮元二五まで	誤			
後	前											
七・〇〇メートルから 一二・〇〇メートルまで	七・〇〇メートルから 一二・〇〇メートルまで											
三三三・四〇メートル	三二七・七〇メートル											
中津軽郡西目屋村大字砂子瀨字宮元四四の一から 中津軽郡西目屋村大字砂子瀨字宮元二五まで	<table border="1"> <tr> <td>後</td> <td>後</td> <td>前</td> </tr> <tr> <td>七・〇〇メートルから 一二・三〇メートルまで</td> <td>七・〇〇メートルから 七・〇〇メートルまで</td> <td>七・〇〇メートルから 一二・三〇メートルまで</td> </tr> <tr> <td>三三一・五〇メートル</td> <td>三二六・五〇メートル</td> <td>三二一・五〇メートル</td> </tr> </table>	後	後	前	七・〇〇メートルから 一二・三〇メートルまで	七・〇〇メートルから 七・〇〇メートルまで	七・〇〇メートルから 一二・三〇メートルまで	三三一・五〇メートル	三二六・五〇メートル	三二一・五〇メートル	中津軽郡西目屋村大字砂子瀨字宮元四四の一から 中津軽郡西目屋村大字砂子瀨字宮元二五まで	正
後	後	前										
七・〇〇メートルから 一二・三〇メートルまで	七・〇〇メートルから 七・〇〇メートルまで	七・〇〇メートルから 一二・三〇メートルまで										
三三一・五〇メートル	三二六・五〇メートル	三二一・五〇メートル										

正
誤

道 路 課

- 4 言語
- (一) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (二) 意見及びその理由
- 意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭